厚生労働省発社援0311第8号 令和6年3月11日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官(公印省略)

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成22年3月15日厚生労働省発社援0315第9号本職通知の別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、児童福祉施設等の令和5年3月31日以前の過年度災については改正前の令和5年1月26日厚生労働省発社援0126第6号通知を適用することとする。

各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国 庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等 に対する周知につき配慮願いたい。